

議員提出第4号議案

東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に
参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月12日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木	純	望	月	元	美
東	久仁子	本	目	さ	よ
君塚	裕史	松	尾	伸	子
寺田	晃	富	永	龍	司
小高	明	早	川	太	郎
石川	義弘	高	森	喜	美子
石塚	猛	水	島	道	徳
河野	純之佐	小	坂	義	久
阿部	光利	鈴	木	一	郎
秋間	洋	和	泉	浩	司
太田	雅久	青	柳	雅	之
木下	悦希	小	菅	千	保子
堀越	秀生	橋	詰	高	志
寺井	康芳	伊	藤	萬	太郎
木村	肇	清	水	恒	一郎

田 中 伸 宏 茂 木 孝 孔

東京都台東区議会議長 青 柳 雅 之 殿

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に
参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（平成2年9月台東区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。